令和８年度岡山県井笠家畜保健衛生所土壌採取調査業務仕様書

１　目的及び趣旨

井笠家畜保健衛生所は、水質汚濁防止法第２条第２項に規定された特定施設であり、土壌汚染対策法（以下、「法」という）第３条第１項のただし書きに定める知事の承認を受けている。

令和９年４月から建替え工事を開始する予定であることから、法第３条第７項に基づく届出のため、土壌汚染状況調査に係る地歴調査を実施した。

ついては、地歴調査結果に基づき、法第２条第１項に規定する特定有害物質について、試料採取を行い、土壌の分析業務等を行う。

なお、本業務は、法第４条第３項に基づき実施する。

２　調査対象地　所在地：岡山県井笠家畜保健衛生所
小田郡矢掛町浅海字官蛇 342 番、同 345 番
小田郡矢掛町浅海字毎戸 343 番１、同 343 番２
地　目：宅地、畑、雑種地
面　積：約３，２８３㎡

３　調査対象物質

地歴調査報告書による以下の物質

- １，２－ジクロロエタン
- ジクロロメタン
- 六価クロム化合物
- シアン化合物
- 水銀及びその化合物
- セレン及びその化合物
- 鉛及びその化合物
- フッ素及びその化合物
- ホウ素及びその化合物
- ベンゼン

４　業務内容

（１）概況調査計画案により、法律に基づく必要な検査を実施

（２）関係省庁及び解体業者との協議等

（３）成果品

受注者は、調査完了後、土壌汚染調査結果報告書を作成し、２部提出する。

併せてこれらを PDF ファイルにしたものを CD-ROM により１部提出する。

なお、報告書には、以下の内容が含まれるものとする。

ア　分析結果表（計量証明書等）

イ　調査対象平面図（採取場所等の明示）

ウ　土壌汚染状況平面図

エ　試料採取時の現場写真（採取日、採取位置、採取量等）

オ　関係省庁等協議書

カ　その他、岡山県への調査報告として必要な書類

5　契約変更

次の各号に掲げる場合は、契約の変更について協議するものとする。

（1）検体数量及び項目に変更が生じた場合

（2）履行期間の変更が生じた場合

（3）契約時において予測できなかった事象の発生により業務の遂行に多大な支障が生じた場合

6　秘密の保持

受注者は、本調査業務において取得し、又は知り得た情報を許可なく他に漏らしてはならない。

7　疑義等

本仕様書及び適用法令等に定めのない事項については、井笠家畜保健衛生所と協議するものとする。また、工程に変更が生じた場合には、速やかに報告の上、井笠家畜保健衛生所の指示に従うものとする。

8　法令遵守

受注者は、本業務に関する諸法令及び諸規則を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び諸規則の適用は、受注者の責任において行わなければならない。

9　事故の補償

受注者は、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、事故の防止に万全の注意を払うこと。もし次の人身事故、物損事故等の破損、遺失等の事故が発生した場合は、受注者の責任において対応及び補償すること。

（1）職員等

（2）作業車輌による全ての車輌事故

（3）井笠家畜保健衛生所内の建物、植栽、構造物及びそれに付随する設備に対する事故

（4）その他受注者の管理責任に基づく事故

10　その他

（1）受注者は、調査実施日を事前に井笠家畜保健衛生所に申し出ること。

（2）受注者は、撤去工事範囲外において設備等を破損した場合、修繕等を行うこと。

（3）作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。

（4）指定場所以外での喫煙を禁止し、防火には特段の配慮をすること。